

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]							[現 行]						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)							料金表 通則 (略)						
第1表～第6表 (略)							第1表～第6表 (略)						
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)						
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)										
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	6	-	A	○							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	中華人民共和国	China Mobile Communications Corporation	2	-	A ● I	○							
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)										
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	△6	-	△A	△							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	中華人民共和国	China Mobile Communications Corporation	2	-	A ● II	○							

		China United Telecommunications Corporation	2	5	A ◆● I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

		China United Telecommunications Corporation	2	5	A ◆● II	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附則（平成 28 年 11 月 22 日経企第 1240 号）

（実施期日）

1 この附則は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
（海外 1 d a y パケキャンペーン）

2 この附則実施の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間において、X i 契約者が海外 1 d a y パケに係る利用開始認証（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はその X i について、その利用開始認証に係る海外 1 d a y パケ選択期間（料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited 及び SMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第 3 表（国際ローミング利用料）の 1（適用）の(1)の 2 のウの規定を適用しません。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p>																
基本使用料の適用	基本使用料の適用																
(略)	(略)																
	<p>(2)の4 キッズ割4の適用</p> <p>ア 当社は、F O M A サービス取扱所において当社が定める端末設備を F O M A 契約者又はその関係者が購入又は提示と同時に、基本使用料の料金種別がタイプシンプルの F O M A 契約を締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。) をし、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット又はらくらくパケ・ホーダイを選択した者から申出があったときは、キッズ割4 (その F O M A に係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。) を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <th style="text-align: center;">次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">F O M A</td> <td style="text-align: center;">バリュープラン</td> <td style="text-align: center;">タイプシンプル</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">バリュープラン以外のもの</td> <td style="text-align: center;">タイプシンプル</td> <td style="text-align: center;">1,600円 (1,728円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ キッズ割4の適用に係る申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者 (満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において「利用者」といいます。) のために新たに F O M A 契約を締結する契約者であって、利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。</p> <p>ウ F O M A 契約者は、キッズ割4の適用に係る申出を行うときは、1の利用者を指定し、第88条の4に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>エ 当社は、キッズ割4の適用に係る申出があったときは、その申出を行った F O M A 契約者に係る F O M A</p>	区 分			料 金 額 (月額)				次の税抜額 (かっこ内は税込額)	F O M A	バリュープラン	タイプシンプル	—		バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)
区 分			料 金 額 (月額)														
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)														
F O M A	バリュープラン	タイプシンプル	—														
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)														

			<p>が次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 当社と2年定期契約を締結しているFOMA契約に係るものであるとき。</p> <p>(イ) 料金表第1表第1の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。</p> <p>オ 当社は、前項の規定にかかわらず、第5項の規定により指定した利用者が、現に他のFOMA契約に係る利用者として指定されているとき又はXi応援学割2012（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2012（この約款に規定するものをいいます。）に係る対象者、Xi応援学割2013（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2013（この約款に規定するものをいいます。）、Xi応援学割2014（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2014（この約款に規定するものをいいます。）、キッズ割2（この約款に規定するものをいいます。）、キッズ割3（この約款に規定するものをいいます。）若しくはキッズ割4（この約款に規定するものをいいます。）に係る利用者又はドコモヘスイッチ学割（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る登録利用者として指定されているときは、キッズ割4の適用に係る申出を承諾しません。</p> <p>カ 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第3項第2号に規定する額を日割して適用します。</p> <p>キ 当社は、キッズ割4の適用を受けているFOMAについて、そのFOMA契約者から、キッズ割4の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、キッズ割4の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 第1種一般契約又は第1種定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>(ウ) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、工の規定に該当するときに除きます。）。</p> <p>(エ) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。</p> <p>(オ) ウの規定により指定した利用者を変更したとき又は登録した利用者情報を削除したとき。</p> <p>(カ) 工の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(キ) 工の(ア)に係る契約を廃止する申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、工の規定に該当するときに除きます。）。</p> <p>(ク) 工の(イ)に規定する身体障がい者等割引の適用を廃止する申出を行ったとき（その適用を廃止する申出が第1種一般契約の解除と同時に行われるものであって、その第1種一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結する場合を除きます。）</p> <p>ク キッズ割4を廃止したときは、(ア)に規定する減額の適用について、その廃止があった日の前日までの期間に応じて、日割して適用します（適用を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）。</p> <p>ケ キッズ割4の適用を受けているFOMAの契約者回線に、アに規定する当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、アの規定にかかわらず、当社がその確認をした月を含む月の基本使用料については、キッズ割4を適用しません。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

第2～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	6	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	中華人民共和国	China Mobile Communications Corporation	2	-	A ● I	○
		China United Telecommunications Corporation	2	5	A ◆● I	○

2 料金額

第2～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	△6	-	△A	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	中華人民共和国	China Mobile Communications Corporation	2	-	A ● II	○
		China United Telecommunications Corporation	2	5	A ◆● II	○

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 10 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 11 月 22 日経企第 1240 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているキッズ割 4 の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) キッズ割 4 (その F O M A に係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して 12 暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して 12 暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第 1 (基本使用料) の 2 (料金額) の規定にかかわらず、(1)に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の基本使用料について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	バリュープラン	タイプシンプル	—
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円 (1,728円)

(2) (1)以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(海外1dayパケキャンペーン)

4 この附則実施の日から平成29年3月31日までの間において、FOMA契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのFOMAについて、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間（料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far Eastone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited 及び SMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第4表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のイの規定を適用しません。

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																				
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章～第 4 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 利用中止等</p> <p>第 22 条 (略) (利用停止)</p> <p>第 23 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった無線 I P 通信網サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金そ</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	20 (略)	(略)	21 (略)	(略)	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 <u>ローミング</u></td> <td style="text-align: center;"><u>第48条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別表 4 に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22 <u>契約者回線等</u></td> <td style="text-align: center;">(1) <u>契約者回線</u> (2) <u>ローミングの利用のために、そのローミングに係る電気通信事業者が契約者の指定する移動無線装置との間に設定する電気通信回線</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章～第 4 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 利用中止等</p> <p>第 22 条 (略) (利用停止)</p> <p>第 23 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった無線 I P 通信網サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金そ</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	20 <u>ローミング</u>	<u>第48条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別表 4 に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス</u>	21 (略)	(略)	22 <u>契約者回線等</u>	(1) <u>契約者回線</u> (2) <u>ローミングの利用のために、そのローミングに係る電気通信事業者が契約者の指定する移動無線装置との間に設定する電気通信回線</u>	23 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																				
(略)	(略)																				
20 (略)	(略)																				
21 (略)	(略)																				
用 語	用 語 の 意 味																				
(略)	(略)																				
20 <u>ローミング</u>	<u>第48条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別表 4 に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス</u>																				
21 (略)	(略)																				
22 <u>契約者回線等</u>	(1) <u>契約者回線</u> (2) <u>ローミングの利用のために、そのローミングに係る電気通信事業者が契約者の指定する移動無線装置との間に設定する電気通信回線</u>																				
23 (略)	(略)																				

<p>他の債務が支払われるまでの間)、その無線 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第45条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 当社が提供する無線 I P 通信網サービスの料金は、定額利用料、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。</p> <p>第28条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第43条～第47条 (略)</p> <p>第48条 <u>削除</u></p>	<p>他の債務が支払われるまでの間)、その無線 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第45条 (利用に係る契約者の義務) <u>又は第48条 (ローミングの利用等) 第10項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 当社が提供する無線 I P 通信網サービスの料金は、定額利用料、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。</p> <p><u>2 ローミングの利用に係る料金は、ローミング利用料とし、料金表第4 (ローミング利用料) に定めるところによります。</u></p> <p>第28条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第43条～第47条 (略)</p> <p><u>(ローミングの利用等)</u></p> <p>第48条 <u>無線 I P 契約者は、当社が別に定める方法によりローミングを利用することができます。</u></p> <p><u>2 無線 I P 契約者は、利用開始認証 (料金表第4 (ローミング利用料) に規定するものをいいます。) を受けてローミングを利用したときは、料金表第4 に規定するローミング利用料の支払いを要します。</u></p> <p><u>3 ローミングに係る営業区域は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</u></p> <p><u>ただし、ローミングに係る営業区域内であっても、一部の区域又は電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により無線 I P を利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、ローミングを利用することができません。</u></p> <p><u>5 前項の規定によるほか、ローミングの利用については、そのローミングに係る電気通信事業者の契約約款等の規定に準じて制限されることがあります。</u></p> <p><u>6 前2項の規定等によりローミングが利用できなかった場合のローミング利用料の支払いは、次によります。</u></p>
---	---

- (1) 利用開始認証の完了した時刻から起算してから24時間が経過するまでの間に利用停止があったときは、その無線 I P 契約者は、その利用開始認証に係るローミング利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中のローミング利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<u>契約者の責めによらない理由により、利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間にその無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>	<u>利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間に無線 I P を利用することができなかった時間（1時間に満たない部分は、1時間とします。）に対応するそのローミングの料金（料金表第2に規定するローミング利用料の額を24で除した額を1時間に対応する額として算出します。）</u>

- 7 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 8 ローミングに係る電気通信事業者の都合により、ローミングに係る利用条件等が変更されること又はローミングの一部が廃止されることがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを契約者に通知します。
- 9 当社は、当社又はローミングに係る電気通信事業者の責めに帰すべき理由により無線 I P 契約者がローミングを利用できなかったときは、当該ローミングが全く利用できない状態（ローミングに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合（第4項及び第5項に規定する場合を除きます。）を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 10 前項の場合において、当社は、当該ローミングが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、その日数に対応するローミング利用料（ローミングを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前6か月の1日当たりの平均ローミング利用料（前6か月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）の額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 11 ローミングの利用に係る無線 I P 契約者の義務については、第45条（利用に係る契約者の義務）の規定に準ずるものとします。
- （注1）本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、当社が定めるインターネットホームページに定めるものとします。
- （注2）本条第10項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、そのローミングを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均ローミング利用料とします。

第49条～第55条 (略)

(料金明細内訳書の発行)

第56条 当社は、契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その契約者に係る無線 I P 通信網サービスの料金明細内訳書を発行します。

2 (略)

通則

1 (略)

(注) (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料又は通信料は暦月に従って計算します。

3～13 (略)

(消費税相当額の加算)

14 第28条（定額利用料の支払義務）及び第30条（手続きに関する料金の支払義務）の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第3（通信料）に規定する通信料については、この限りではありません。

15 (略)

(注) (略) 当社は、第15項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1～第3 (略)

第4 削除

第49条～第55条 (略)

(料金明細内訳書の発行)

第56条 当社は、契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その契約者に係る無線 I P 通信網サービス（ローミングを含みます。以下この条において同じとします。）の料金明細内訳書を発行します。

2 (略)

通則

1 (略)

(注) (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料、通信料又はローミング利用料は暦月に従って計算します。

3～13 (略)

(消費税相当額の加算)

14 第28条（定額利用料の支払義務）、第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び第48条（ローミングの利用等）の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第3（通信料）に規定する通信料については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

15 (略)

(注) (略)

第1～第3 (略)

第4 ローミング利用料

1 適用

ローミング利用料の適用

・ 利用開始認証に関する取扱い

ア この欄及び2（料金額）において利用開始認証とは、ローミングの新たな24時間の利用を開始するために行われる認証をいいます。

イ 当社は、利用開始認証が完了した時刻から起算して24時間が経過したときに、ローミングに係る契約者回線等が接続されている場合は、その24時間が経過したときに新たに利用開始認証が行われたものとして取り扱います。

(2) その他の取扱い

ローミングに係る契約者回線等の接続の切断又はローミング利用料の算出に係る時間の測定方法については、第2（一時利用料）の場合に準ずるものとします。

第5～第7 (略)

第8 料金明細内訳書の発行手数料

1 適用

料金明細内訳書の発行手数料の適用	
料金明細内訳書の発行手数料の適用除外	無線 I P 通信網サービスに係る料金明細内訳書を当社が提供する F O M A サービス又は X i サービスの料金明細内訳書と同時に発行する場合の発行手数料については、2 (料金額) の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

2 (略)

別表1～別表3 (略)

別表4 削除

別表5 (略)

附 則 (平成 28 年 11 月 22 日経企第 1240 号)

1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

2 料金額

1 契約につき 1 利用開始認証ごとに

区 分	料 金 額
	利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまで
ローミング利用料	税抜額 500円 (税込額 540円)

第5～第7 (略)

第8 料金明細内訳書の発行手数料

1 適用

料金明細内訳書の発行手数料の適用	
料金明細内訳書の発行手数料の適用除外	無線 I P 通信網サービス (ローミングを含みます。) に係る料金明細内訳書を当社が提供する F O M A サービス又は X i サービスの料金明細内訳書と同時に発行する場合の発行手数料については、2 (料金額) の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

2 (略)

別表1～別表3 (略)

別表4 ローミングに係る電気通信事業者

事 業 者 名	電気通信サービスの名称
ソフトバンクテレコム株式会社	公衆無線 LAN サービス

別表5 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 株式会社 N T T ドコモ (以下、「当社」といいます。)は、この I P 通信網サービス契約約款 (以下「約款」といいます。)を定め、これにより I P 通信網サービス (当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定 F T T H 事業者等の事由等により、I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
(略)	(略)
3 I P 通信網	当社又は特定 F T T H 事業者等がサービス卸 (総務省が定める「N T T 東西の F T T H アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)のために設置する電気通信設備
(略)	(略)
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿又は株式会社シー・ティー・ワイ
6 特定 F T T H 事業者等	特定 F T T H 事業者又は特定 C A T V 事業者
7～9 (略)	(略)
10 取扱所交換設備	特定 F T T H 事業者等の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
11 (略)	(略)
12 第 1 種契約	I P 通信網契約であって、第 2 種契約及び第 3 種契約以外のもの

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 株式会社 N T T ドコモ (以下、「当社」といいます。)は、この I P 通信網サービス契約約款 (以下「約款」といいます。)を定め、これにより I P 通信網サービス (当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定 F T T H 事業者等の事由等により、I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
(略)	(略)
3 I P 通信網	当社又は特定 F T T H 事業者等がサービス卸 (総務省が定める「N T T 東西の F T T H アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)のために設置する電気通信設備
(略)	(略)
5～7 (略)	(略)
8 取扱所交換設備	特定 F T T H 事業者等の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
9 (略)	(略)
10 第 1 種契約	I P 通信網契約であって、第 2 種契約以外のもの

13 (略)	(略)	11 (略)	(略)
14 第3種契約	I P通信網契約であって、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するドコモ光戸建タイプC又はドコモ光マンションタイプCを選択することができるもの		
15 一般契約	第1種契約、第2種契約又は第3種契約であって、定期契約以外のもの	12 一般契約	第1種契約又は第2種契約であって、定期契約以外のもの
16 (略)	(略)	13 (略)	(略)
17 定期契約	第1種契約、第2種契約又は第3種契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの	14 定期契約	第1種契約又は第2種契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの
18～21 (略)	(略)	15～18 (略)	(略)
22 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 当社又は特定F T T H事業者等が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備	19 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 当社又は特定F T T H事業者が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備
23～24 (略)	(略)	20～21 (略)	(略)
25 収容I P通信網サービス取扱所	特定F T T H事業者等によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているI P通信網サービス取扱所	22 収容I P通信網サービス取扱所	特定F T T H事業者等によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているI P通信網サービス取扱所
26 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定F T T H事業者等が設置するサービス卸に係る電気通信設備(端末設備を除きます。)	23 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定F T T H事業者等が設置するサービス卸に係る電気通信設備(端末設備を除きます。)
27～29 (略)	(略)	24～26 (略)	(略)
30 サービス転用	I P通信網契約の申込者が現に利用している特定F T T H事業者等が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、)の契約の解除と同時に新たに当社のI P通信網サービスの契約を締結すること		
31 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税さ	27 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税さ

れる地方消費税の額

れる地方消費税の額

第2章 I P通信網サービスの種類等

(I P通信網サービスの提供)

第4条 I P通信網サービスは、特定 F T T H事業者等のサービス卸を利用して提供します。

2 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又は I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲載する方法により説明します。

ただし、I P通信網サービスは、特定 F T T H事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 I P通信網契約に係る手続き等は、サービス卸の契約を締結している特定 F T T H事業者等の事由等により、期間を要する場合があります。

4 第7条に規定する第3種契約は、その契約に係る提携サービスと組み合わせて提供するものとします。

第5条～第6条 (略)

第3章 I P通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

(3) 第3種契約

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定 C A T V事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約及び第3-2種契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

第2章 I P通信網サービスの種類等

(I P通信網サービスの提供)

第4条 I P通信網サービスは、特定 F T T H事業者のサービス卸を利用して提供します。

2 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又は I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲載する方法により説明します。

ただし、I P通信網サービスは、特定 F T T H事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 I P通信網契約に係る手続き等は、サービス卸の契約を締結している特定 F T T H事業者の事由等により、期間を要する場合があります。

第5条～第6条 (略)

第3章 I P通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

2 前項に規定する第1種契約及び第2種契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

第2節 一般契約

第8条 (略)

(一般契約申込の方法)

第9条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

この場合において、一般契約の申込みをする者は第5条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する品目のうち、それぞれ1つを選択していただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。

2 (略)

3 前2項によるほか、I P 通信網契約に係る申込方法は、当社が定めるところによります。

(一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～3 (略)

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 特定 F T T H 事業者等がその一般契約の申込みを承諾しないとき。

(8)～(9) (略)

第11条 (略)

(品目の変更)

第12条 契約者 (第3種契約者を除きます。) は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 (略)

第12条の2～第16条の2 (略)

(当社が行う一般契約の解除)

第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することができます。

(1)～(9) (略)

2～3 (略)

4 当社は、前3項の規定によるほか、提携プロバイダ事業者が第3種一般契約者との間で契約を締結した提携サービスの契約を解除したときは、当社が定める日をもってその第3種一般契約を解除します。

5 当社は、前4項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

6 当社は、前5項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合におい

第2節 一般契約

第8条 (略)

(一般契約申込の方法)

第9条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

この場合において、一般契約の申込みをする者は第5条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する品目のうち、それぞれ1つを選択していただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。

2 (略)

(一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～3 (略)

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 特定 F T T H 事業者がその一般契約の申込みを承諾しないとき。

(8)～(9) (略)

第11条 (略)

(品目の変更)

第12条 契約者は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 (略)

第12条の2～第16条の2 (略)

(当社が行う一般契約の解除)

第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することができます。

(1)～(9) (略)

2～3 (略)

4 当社は、前2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

5 当社は、前4項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合におい

て、以後その一般契約に係る I P 通信網サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第 3 節 定期契約

第18条 (略)

(定期契約申込の承諾)

第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 特定 F T T H 事業者等がその定期契約の申込みを承諾しないとき。

(8)～(9) (略)

第20条～第22条 (略)

第 4 章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第23条 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定 F T T H 事業者等の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。

2 (略)

第24条 (略)

(収容 I P 通信網サービス取扱所の変更)

第25条 契約者回線等は、特定 F T T H 事業者等の定めるところにより I P 通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。

2 特定 F T T H 事業者等の事由により、収容 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

3 (略)

第26条 (略)

第 5 章～第 6 章 (略)

て、以後その一般契約に係る I P 通信網サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第 3 節 定期契約

第18条 (略)

(定期契約申込の承諾)

第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 特定 F T T H 事業者がその定期契約の申込みを承諾しないとき。

(8)～(9) (略)

第20条～第22条 (略)

第 4 章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第23条 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定 F T T H 事業者の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。

2 (略)

第24条 (略)

(収容 I P 通信網サービス取扱所の変更)

第25条 契約者回線等は、特定 F T T H 事業者の定めるところにより I P 通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。

2 特定 F T T H 事業者の事由により、収容 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

3 (略)

第26条 (略)

第 5 章～第 6 章 (略)

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第30条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

- (1) (略)
- (2) 特定 F T T H 事業者等がその接続を認めないとき。

2～3 (略)

第31条 (略)

第8章 (略)

第9章 利用中止等

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) (略)

2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は特定 F T T H 事業者等からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第35条 (略)

第10章 通信

第36条 (略)

(通信利用の制限等)

第37条 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定 F T T H 事業者等の定めるところによります。

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第30条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

- (1) (略)
- (2) 特定 F T T H 事業者がその接続を認めないとき。

2～3 (略)

第31条 (略)

第8章 (略)

第9章 利用中止等

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) (略)

2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は特定 F T T H 事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第35条 (略)

第10章 通信

第36条 (略)

(通信利用の制限等)

第37条 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定 F T T H 事業者の定めるところによります。

2～3 (略)

第37条の2 (略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第38条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、提供開始日 (その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (料金表第 1 表 (料金) に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始したこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日) とします。以下同じとします。) から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間 (貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (端末設備) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月 1 日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間 (提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。この場合において、契約者が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金 (以下「プロバイダ料金」といいます。) を、基本使用料に合算して請求します。

ただし、料金表第 1 表 (料金) 又は別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及び端末設備使用料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。

(1)～(2) (略)

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

2～3 (略)

第37条の2 (略)

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第38条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、提供開始日 (その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (料金表第 1 表 (料金) に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始したこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日) とします。以下同じとします。) から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間 (貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (端末設備) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月 1 日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間 (提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。この場合において、契約者が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金 (以下「プロバイダ料金」といいます。) を、基本使用料に合算して請求します。

ただし、料金表第 1 表 (料金) 又は別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及び端末設備使用料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。

(1)～(2) (略)

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
(略)	(略)
2 第26条（契約者回線の移転）に規定する移転又は契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別に係る契約を締結すること（以下「移転等」といいます。）に伴って、I P通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、I P通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのI P通信網サービスについての料金

3 (略)	
4 I P通信網サービスの契約（第3種契約に係るものを除きます。）と同時にプロバイダありプランを選択した場合であって、当社が定める期日までに提携プロバイダ事業者によりその契約者回線に係るプロバイダサービスの提供が開始されないときは、契約締結の時点でプロバイダなしプランを選択していたものとみなして取扱います。	
第39条の2～第41条 (略)	
(請求書等の発行に関する料金の支払義務)	
第41条の2 第3種契約者は、I P通信網サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第5（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。	
(工事費等の支払義務)	
第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。	
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。	
2 (略)	
3 料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。	
(1)～(2) (略)	
4 サービス転用により、新たに当社とI P通信網契約（第3種契約に係るものを除きます。）を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。）があるときは、そのサービス転用に係るI P通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方	

区 別	支払いを要しない料金
(略)	(略)
2 第26条（契約者回線の移転）に規定する移転又は第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結すること若しくは第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結すること（以下「移転等」といいます。）に伴って、I P通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、I P通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのI P通信網サービスについての料金

3 (略)	
4 I P通信網サービスの契約と同時にプロバイダありプランを選択した場合であって、当社が定める期日までに提携プロバイダ事業者によりその契約者回線に係るプロバイダサービスの提供が開始されないときは、契約締結の時点でプロバイダなしプランを選択していたものとみなして取扱います。	
第39条の2～第41条 (略)	
(工事費等の支払義務)	
第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。	
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。	
2 (略)	
3 料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。	
(1)～(2) (略)	
4 特定F T T H事業者の契約約款に規定するI P通信網サービスの転用により、新たに当社とI P通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。）があるときは、そのI P通信網サービスの転用に係るI P通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社	

法により分割して請求します。

5 (略)

第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

第12章 保守

第48条～第49条 (略)

(契約者等の切分責任)

第50条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2～3 (略)

(修理又は復旧)

第51条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定 F T T H 事業者等が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定 F T T H 事業者等がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定 F T T H 事業者等の定めるところによります。

3 (略)

第13章～第14章 (略)

第15章 雑則

(承諾の限界)

第55条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、特定 F T T H 事業者又は提携プロバイダ事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第56条～第57条 (略)

(責任者登録)

は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。

5 (略)

第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

第12章 保守

第48条～第49条 (略)

(契約者等の切分責任)

第50条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2～3 (略)

(修理又は復旧)

第51条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定 F T T H 事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定 F T T H 事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定 F T T H 事業者の定めるところによります。

3 (略)

第13章～第14章 (略)

第15章 雑則

(承諾の限界)

第55条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、特定 F T T H 事業者又は提携プロバイダ事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第56条～第57条 (略)

(責任者登録)

第58条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。

ただし、当社は、特定 F T T H 事業者等の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。

2～5 （略）

第59条～第63条 （略）

第58条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。

ただし、当社は、特定 F T T H 事業者の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。

2～5 （略）

第59条～第63条 （略）

料金表

通則

1～20 (略)

(I P 通信網契約に係る利用料金の減額)

21 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P 通信網契約について、サービス転用により、新たに当社と I P 通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P 通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定 F T T H 事業者との間で締結していたサービス転用前の I P 通信網契約におけるメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。

ただし、その額がその I P 通信網契約に係る料金等に満たない場合は、I P 通信網契約に係る料金等と同額を減額します。

22～24 (略)

料金表

通則

1～20 (略)

(I P 通信網契約に係る利用料金の減額)

21 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P 通信網契約について、I P 通信網サービスの転用により、新たに当社と I P 通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P 通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定 F T T H 事業者との間で締結していた転用前の I P 通信網契約におけるメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。

ただし、その額がその I P 通信網契約に係る料金等に満たない場合は、I P 通信網契約に係る料金等と同額を減額します。

22～24 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) I P 通信網契約の
基本使用料の適用

ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 第3種契約に係るもの

① 一般契約に係るもの

(1) 第3-1種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダあり ラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

(2) 第3-2種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダあり ラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

② 定期契約に係るもの

(1) 第3-1種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダあり ラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

(2) 第3-2種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) I P 通信網契
約の基本使用
料の適用

ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア)～(イ) (略)

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="353 97 495 167">プロバイダあり プラン</td> <td data-bbox="495 97 636 167">タイプC</td> <td data-bbox="636 97 1077 167">ドコモ光戸建タイプC</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td data-bbox="636 167 1077 236">ドコモ光マンションタイプC</td> </tr> </table>	プロバイダあり プラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC			ドコモ光マンションタイプC		
プロバイダあり プラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC							
		ドコモ光マンションタイプC							
	<p>イ (略)</p> <p>ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西及びドコモ光マンションタイプCであるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するI P通信網契約に限り選択できます。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ ウ及びエの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただけます。この場合において、<u>契約者は、当社が別に定めるプロバイダサービスに限り選択することができます。</u></p> <p>カ〜ク (略)</p> <p>ケ プロバイダサービスの契約（タイプCに係るものを除きます。）の解除があったときは、当社は、その契約の解除を確認した日をもって、同一契約種別のプロバイダなしプランに変更します。</p> <p>コ 契約者が、<u>契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別に係る契約を締結したとき、当社は、料金の計算方法等について、基本使用料の料金種別を変更する場合に準じて取り扱います。</u></p> <p>サ〜ス (略)</p> <p>(注) (略)</p>		<p>イ (略)</p> <p>ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西及びドコモ光マンション単独タイプ/西であるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するI P通信網契約に限り選択できます。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ ウ及びエの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただけます。この場合において、<u>タイプAはドコモ n e t 機能又は当社が別に定めるプロバイダサービスを選択する場合に限り選択することができます。</u></p> <p>カ〜ク (略)</p> <p>ケ プロバイダサービスの契約の解除があったときは、当社は、その契約の解除を確認した日をもって、同一契約種別のプロバイダなしプランに変更します。</p> <p>コ 契約者が、第1種契約の解除と同時に第2種契約を締結した場合、第2種契約の解除と同時に第1種契約を締結した場合、定期契約の解除と同時に一般契約を締結した場合、又は一般契約の解除と同時に定期契約を締結した場合は、当社は、料金の計算方法等について、基本使用料の料金種別を変更する場合に準じて取り扱います。</p> <p>サ〜ス (略)</p> <p>(注) (略)</p>						
(略)	(略)		(略)						

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 第3種契約に係るもの

2-3-1 第3-1種に係るもの

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	6,700円 (7,236円)
			ドコモ光マンションタイプC	5,000円 (5,400円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円 (5,616円)
			ドコモ光マンションタイプC	4,000円 (4,320円)

2-3-2 第3-2種に係るもの

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	6,700円 (7,236円)
			ドコモ光マンションタイプC	5,000円 (5,400円)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円 (5,616円)
			ドコモ光マンションタイプC	4,000円 (4,320円)

第1の2～第2 (略)

第2の2 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
通信料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 一般契約の解除と同時に新たに定期契約の締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約の締結、第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約の締結、第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約の締結、第1種契約の解除と同時に第3種契約の締結、第3種契約の解除と同時に第1種契約の締結、第2種契約の解除と同時に第3種契約の締結、第3種契約の解除と同時に第2種契約の締結があったときは、その暦月においてドコモ光ミニを選択している期間の課金対象データ量を合算してア及びイの規定を適用します。</p>

2 料金額 (略)

第1の2～第2 (略)

第2の2 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
通信料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 一般契約の解除と同時に新たに定期契約の締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約の締結、第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約の締結又は第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約の締結があったときは、その暦月においてドコモ光ミニを選択している期間の課金対象データ量を合算してア及びイの規定を適用します。</p>

2 料金額 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 定期契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別に係る定期契約を締結するとき。

(エ) (略)

(オ) (略)

2 料金額 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 第1種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第2種契約に係る定期契約を締結するとき。

(エ) 第2種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約に係る定期契約を締結するとき。

(オ) (略)

(カ) (略)

2 料金額 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	(略)	(略)
	工 移転事務手数料	契約者回線の移転について請求をし、その承諾を受けたとき、又は <u>契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別の契約を締結するとき（同一の契約種別内（第3種契約においては、CATV事業者に係る同一の契約種別内とします。）において、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき及び定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するとき除きます。）</u> に支払いを要する料金
(略)	(略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用除外	契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別の契約を締結するときの契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。	
(略)	(略)	(略)

2 料金額 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	(略)	(略)
	工 移転事務手数料	契約者回線の移転について請求をし、その承諾を受けたとき、又は第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したとき若しくは第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結したときに支払いを要する料金
(略)	(略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用除外	一般契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合、定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合、第1種契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結する場合及び第2種契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。	
(略)	(略)	(略)

2 料金額 (略)

第5 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用

請求書等の発行手数料の適用除外

次のいずれかに該当するときは、その I P 通信網サービスについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

ア 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。

イ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。

ウ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（108円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円（54円）

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用									
(略)	(略)								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア (1)に規定する工事費のうち、1の工事について、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める機器工事費を含みます）の合計額（第3種契約に係るものを除きます。）が29,000円(税込価格 31,320円)までの場合は基本工事費として、基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,320円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,320円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者（第3種契約に係る者を除きます。）からの申込み又は請求により、同一の設置場所において同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 配線経路構築工事費</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(略)	(略)	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要する場合に適用します。	エ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
(略)	(略)								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要する場合に適用します。								
エ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事（第3種契約に係るものを除きます。）を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。								
(略)	(略)								
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者（第3種契約者を除きます。）からその契約者回線の設置若しくは移								

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用									
(略)	(略)								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア (1)に規定する工事費のうち、1の工事について、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める機器工事費を含みます）の合計額が29,000円(税込価格 31,320円)までの場合は基本工事費として、基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,320円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,320円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 配線経路構築工事費</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(略)	(略)	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	エ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
(略)	(略)								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
エ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。								
(略)	(略)								
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事								

	<p>転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる工事及び別表2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能に係る工事を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額 3,000円(税込額 3,240円)を加算して適用します。</p> <p>イ 契約者（第3種契約者を除きます。）から次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表略</p> <p>ウ～エ（略）</p>		<p>（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる工事及び別表2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能に係る工事を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額 3,000円(税込額 3,240円)を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表略</p> <p>ウ～エ（略）</p>
(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者（第3種契約者を除きます。）から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>表略</p> <p>イ～ウ（略）</p>	(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>表略</p> <p>イ～ウ（略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2以外もの

表略

2-2 第3種契約に係るもの

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額（かっこ内は税込額）	
基本工事費	マンションタイプに係るもの	移転の場合	1の工事ごとに	7,500円（8,100円）
		上記以外のもの	1の工事ごとに	18,000円（19,440円）
	上記以外のもの	移転の場合	1の工事ごとに	9,000円（9,720円）
		上記以外のもの	1の工事ごとに	15,000円（16,200円）

備考 基本工事費には2-1に係る交換機工事費及び回線終端装置工事費相当の費用を含みます。

第3表（略）

2 料金額

表略

第3表（略）

別表1 営業区域

I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1～2 (略)

3 第3種契約に係るもの

特定CATV事業者が定めるところによります。

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 ドコモnet機能 (1)～(4) (略)	(1) 基本使用料の料金種別がタイプA（提携プロバイダ事業者のプロバイダサービスを指定している場合を除きます。）に係る第1種契約及び第2種契約に限り提供します。 (2)～(12) (略) (注) (略)
(略)	(略)

別表3 (略)

附 則（平成 28 年 11 月 22 日経企第 1240 号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
（請求書等の発行に関する料金に係る特例）
- この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、第 3 種契約者は、料金表第 1 表第 5（請求書等の発行に関する料金）の 2（料金額）に規定する料金の支払いを要しません。
- 経企第 607 号（平成 28 年 7 月 22 日）の附則第 2 項中「I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及び特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する I P 通信網サービスの転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。）を「I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。）」に改めます。

別表1 営業区域

I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1～2 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 ドコモnet機能 (1)～(4) (略)	(1) 基本使用料の料金種別がプロバイダありプラン（提携プロバイダ事業者のプロバイダサービスを指定している場合を除きます。）に限り提供します。 (2)～(12) (略) (注) (略)
(略)	(略)

別表3 (略)